

# 平成30年第10回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 平成30年第10回教育委員会定例会議事日程

平成30年10月24日（水）

午後5時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第14号 指定管理者の候補者について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

平成30年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

9月7日に開会した「平成30年第3回多賀城市議会定例会」は、9月28日で22日間の会期が終了しました。一般質問は、9月27日、28日の2日間行われ、教育委員会関係は6名から9件の質問がありました。

10月2日、第3回市議会定例会で再任について同意された菊池すみ子委員に対し、市長から10月1日付けの辞令の交付がありました。

10月3日及び4日、友好都市の福岡県太宰府市主催の交流事業「太宰府市中学校『ふるさと・夢プロジェクト』」が実施され、太宰府市の中学校4校から3年生7名が多賀城市に来訪しました。太宰府市の生徒たちは、3日に東日本大震災の市内等の被災現場を視察し、4日に第二中学校へ4名、高崎中学校へ3名に分かれて交流を行い、互いのまちの歴史や文化等を知る機会となりました。

10月4日、「平成30年度第4回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

### ■学校教育課関係

9月29日、「子ども110番の家推進会議」が東豊中学校で開催され、青少年健全育成に関する情報交換が行われました。

10月1日、「平成30年度いじめ問題対策連絡協議会」を市役所で開催し、本市におけるいじめの実態及び学校でのいじめ防止の取組などについて情報交換を行いました。

10月2日及び10日、「塩釜地区障害児就学指導委員会代表専門委員会」が塩竈市で開催され、二市三町の特別に支援を要する児童生徒等の来年度の進路等について話し合いが行われました。本市分は、10日に在学児童生徒27名、未就学児でした。

市内中学校の「校内合唱コンクール」は、10月5日に高崎中学校、10月13日に東豊中学校、10月17日に多賀城中学校、10月18日に第二中学校が、それぞれ文化センターで開催しております。

運動会は、10月13日に多賀城小学校で行われました。

市内小学校の「学習発表会」は、10月13日に天真小学校、10月20日に山王小学校と多賀城八幡小学校で行われました。10月27日には多賀城東小学校で「学習発表会」が、城南小学校で「学芸会」が行われる予定です。多賀城小学校は「すずかけ発表会」として6月23日に実施しています。

来年度新入学児童を対象とした「就学時健康診断」は、10月18日の多賀城東小学校を皮切りに、10月26日に天真小学校、10月30日に山王小学校、11月7日に多賀城八幡小学校、11月9日に城南小学校、11月14日に多賀

城小学校の順で実施します。対象児童数は、全小学校で532名となっており、昨年度と比較し54名の減となっております。

10月21日、「多賀城市父母教師会連合会セミナー」が東北歴史博物館で開催され、家庭教育に関する講演に約200名が参加しました。

各中学校の職場体験は、市内事業所を中心に実施され、10月23日から24日まで多賀城中学校の生徒が職業に関する学習に取り組みました。10月25日から26日まで高崎中学校、11月7日から11月9日まで第二中学校、11月15日から16日まで東豊中学校が実施予定です。市役所でも68名の中学生を受け入れる予定です。

## ■生涯学習課関係

10月1日、「大代地区公民館指定管理者選定委員会」が市役所で開催され、平成31年4月1日から36年3月31日までの指定管理者の選定について評価し、評価結果は合格となりました。また16日には、社会教育委員会議を開催し、大代地区公民館指定管理者更新に係る評価委員会及び選定委員会の結果を報告しました。

10月3日から8日まで、「特設多賀城万葉ミュージアム」を文化センター及び市立図書館で開催し、洋画家の故日下常由氏から寄贈された万葉集をテーマとした絵画を展示しました。

10月6日、「第2回全国万葉故地サミット」を文化センターで開催しました。大学共同利用機関法人人間文化研究機構長の平川南氏を講師に招き、「和歌と仮名文字－国府と<sup>うたげ</sup>宴－」と題した基調講演の後、万葉にゆかりのあるサミット加盟自治体によるシンポジウムで万葉をテーマとしたまちづくりなどの事例を発表し、歴史や文化を通じた相互交流を行いました。

10月7日、「第20回史都多賀城万葉まつり」が東北歴史博物館等で開催され、スタッフを含め4,220名が参加しました。同日に行われた「第40回大伴家持のつどい短歌大会表彰式」では、一般の部、小中学生の部合わせて41作品が披露されました。

10月10日、東北学院大学と多賀城市との連携事業「秋期地域市民のための大学公開講座」の閉講式が東北学院大学工学部で行われました。全5回の講座には延べ219名が出席し、受講登録者55名のうち47名に修了証が授与されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

## ■文化財課関係

10月3日及び4日、「全国史跡整備市町村協議会役員会、総会及びエクスカーション」が甲府市で開催され、市長、文化財課長が出席しました。3日の総会では、平成29年度事業報告、収支決算報告及び平成30年度事業計画、収支予算、次期（第54回）大会開催地などが承認されました。翌4日に史跡新府城跡や重要文化財武田八幡神社本殿などを視察しました。

10月6日から、第29回企画展「古代の多賀城と<sup>こくしのたち</sup>国司館」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。期間は、本年12月24日までです。

10月18日、歴史的食文化体験学習の一環として、古代米の刈取りを特別史跡多賀城跡内の市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生114名が参加しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(平成30年10月17日現在)

開催日	内 容	参加者数	会場
9月27日	英会話に挑戦! English Cafe 運営: 市立図書館指定管理者	13名	市図
9月28日～ 30日	第70回全日本合唱コンクール東北支部大会 (高等学校の部、中学校の部、大学の部) 共催: 文化センター指定管理者	14,030名	市会
9月28日、 10月4日、 12日	地域交流事業「集いの広場」 (子どもたちの学習や異世代交流として公民館体育室や視聴覚室を開放)	59名	大公
9月29日	市民スポーツ大会「グラウンド・ゴルフ大会」 参加: 32行政区 52チーム 結果: 優勝 浮島Aチーム、準優勝 鶴ヶ谷グラウンド・ゴルフ愛好会Aチーム、3位高橋南区Bチーム 運営: 体育施設等指定管理者 協力: 多賀城市グラウンド・ゴルフ協会	352名	中央公園
9月30日	地域交流事業「山王地区公民館まつり」 (ステージ発表、作品展示、出店、バザー、お楽しみ抽選会)	653名	山公
9月30日 10月14日	おとなの朝活～ヨガ～ 講師: 西崎 英子氏、諏訪 由美氏	30名	総体
9月30日	プロが教える将来のためのお金の知識「マネーライフプランニングで不安の少ない将来設計」 講師: 1級ファイナンシャルプランニング技能士 柳町 俊悟氏	25名	市図
10月2日 ～17日	地域スポーツ指導者派遣事業 (運動指導、筋肉トレーニングなど) 申請団体: 高崎タガモリさくらの会、高橋多賀モリ会、下馬サロン、食生活改善推進員育成研修会、トゥインクルたがじょう、多賀城地区労働福祉連絡協議会レクリエーション事業 運営: 体育施設等指定管理者	182名	市内

10月2日 ～16日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」 運営：体育施設等指定管理者	241名	シルバー、 山公、 大公
10月3日	英語の本を楽しもう「英語多読サロン」 運営：市立図書館指定管理者	3名	市図
10月5日	Good morning YOGA (朝の図書館でヨガを楽しむ) 講師：ヨガインストラクター 工藤 葉子氏	12名	市図
10月6日	家庭教育事業「親子で作ろう！折り紙教室」 講師：折り紙教室CHOKKORA (ちょっくら) 三浦 幸子氏	29名	中公
10月6日	コロッケコンサート (2回公演) 共催：文化センター指定管理者	1,920名	市会
10月6日	東日本・家族応援プロジェクト in 多賀城 2018 主催：立命館大学大学院人間科学研究科 共催：市立図書館指定管理者 「民話と絵本と遊びのワークショップ」 進行：立命館大学教授 鶴野 祐介氏 協力：みやぎ民話の会、おおぞら保育園 「団士郎の漫画トーク」 講師：立命館大学教授 団士郎氏	74名	市図
10月7日	大人の食育「おいも」 講師：野菜ソムリエ 中川 牧子氏	8名	市図
10月7日	みやぎ心の復興 ゴスペル・ワークショップ 講師：ジョン・ルーカス氏	54名	山公
10月8日	スポーツフェスティバル (健康相談、走り方教室、アスレチック広場、武道体験等) 運営：体育施設等指定管理者	1,541名	総体
10月9日	文化センター×山響アウトリーチプロジェクト2018～ハーブティと音楽の心やすらぐミニコンサート～ 運営：文化センター指定管理者	131名	志保、 宮内
10月11日	高齢者教育事業「山王大学後期 第1回講座 鹽竈神社の歴史」 講師：鹽竈神社博物館 学芸員 主事 茂木 裕樹氏	24名	山公
10月14日	地域交流事業「大代地区公民館まつり」 ステージ発表、作品展示、出店など	330名	大公

10月14日	プロが教える将来のためのお金の知識「資産運用講座NISA活用法」 講師：1級ファイナンシャルプランニング技能士 塩谷 真人氏	25名	市図
--------	--	-----	----

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館 市会：市民会館  
市図：市立図書館 総体：総合体育館 テニス：市民テニスコート プール：市民プール  
シルバー：シルバーヘルスプラザ 志保：志引保育所 宮内：市営宮内住宅

平成30年10月24日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 小畑 幸彦





議案第14号

指定管理者の候補者について

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

平成30年10月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

多賀城市大代地区公民館

2 指定管理者の候補者となる団体

多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会

多賀城市大代五丁目1番46号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで



## 議案第14号関係資料

### 多賀城市大代地区公民館の指定管理者の候補者について

#### 1 多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会を指定管理者の候補者とする理由

現在の多賀城市大代地区公民館指定管理の期間が平成31年3月31日をもって終了するが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）の候補者の選定は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条ただし書及び多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多教委規則第7号）第2条第2号の規定に基づき、公募によらないこととしたため、現在の指定管理者である「多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会」に対して同条例第3条に規定する申請書類の提出を求めた。

多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会を次期指定管理者の候補者とすることの適否の判断を公正に行うため、多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会を設置し、多賀城市大代コミュニティ推進協議会から提出のあった申請書、当該申請書に基づく説明等の審査を行ったところ、次期指定管理者の候補者として適当である旨の報告があった。

上記の報告を踏まえ、多賀城市大代地区コミュニティ推進協議会を次期指定管理者の候補者とすることを適当と判断し、平成30年10月16日開催の社会教育委員会議へ諮り、異議のない旨の報告を得たところである。

#### 2 関連例規

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体にあつて当該

普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

#### 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えた申請書を市長等に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

（指定管理者の指定）

第4条 市長等は、前条の規定による申請書の提出をした団体のうちから、次に掲げる選定基準に照らし、当該公の施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

#### 多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

### 3 教育委員会第7回定例会での審議・決定

平成30年7月25日（水）に開催された教育委員会第7回定例会において、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間の大代地区公民館の指定管理者の候補者を非公募により選定することについて審議したところ、原案のとおり決定した。

### 4 多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会の概要

#### (1) 選定委員会の開催日時等

日 時 平成30年10月1日(月)  
午後2時から午後4時まで  
会 場 多賀城市役所3階 第1委員会室

#### (2) 選定委員会委員

区分	所属/氏名
委員長	学識経験者 多賀城東小学校教頭 土居 真
副委員長	関係行政機関の職員 多賀城市市長公室長 鈴木 学
委員	公民館施設利用者 渡邊 桂子
委員	公民館施設利用者 尾田 勝弘
委員	有識者 本郷 友道
委員	関係行政機関の職員 多賀城市市民経済部長 竹谷 敏和
委員	関係行政機関の職員 多賀城市建設部長 乗上 英隆

#### (3) 評価方法

指定管理者の選定に係る採点方法は、選定委員会の中であらかじめ確認を行った。

■採点方法 委員ごとに20の審査項目を下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基 準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

- 選定基準 指定管理者の選定は、委員会全体で満点となる700点（委員1人当たり100点）のうち、420点（6割）を越えた場合を合格とし、その合格においても、次のとおり3段階で評価

総合得点	評 価
608点～700点	合格(優)
512点～607点	合格(良)
420点～511点	合格(可)
0点～419点	不合格(不可)

(4) 審査結果

選定委員会において、申請団体からの説明と質疑応答の後、各委員による採点と審議を行った結果、申請団体は、次の総合得点により評価をし、候補者を決定した。

申請団体 多賀城市民スポーツクラブ	
総合得点（700点満点中）	評 価
574点	合格(良)

※採点表は、別添資料「多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会審査基準及び採点表(集計)」のとおり

(5) 選定委員会からの付帯意見

別添資料「多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会委員意見一覧」のとおり

5 大代地区コミュニティ推進協議会の企画提案の概要

(1) 施設の管理運営計画

ア 管理運営方針

- 大代地区公民館は公の施設であり、設置目的である「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことを念頭に、公正、公平な管理運営を行うとともに、公民館が有する「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機能を基本とした運営方針は公民館が持つ、「人と人をつなぐ力」、「昔と今をつなぐ力」、「地域と地域をつなぐ力」にさらに磨きをかけて、コミュニティの醸成を図ってまいります。
- 関係法令及び条例の遵守については、多賀城市内の三公民館（中央公民館、山王地区公民館、大代地区公民館）で法令等の遵守について常に確認しながら管理運営を行ってまいります。

また、大代地区公民館は、地域経営組織の中心的な施設であるとともに、住民が地域社会を担う実践の場所として、文化活動、スポーツ活動等を通じ、互いの交流と教養の向上、心身の充実を図るための活動を推進し、世代間の交流と児童生徒や高齢者の居場所づくりなどを含めた地域づくり活動を通じて、多くの地域住民が集い、学べる環境を利用者の視点で管理運営を行い、快適に活動できる場を常に提供することができる施設となるよう努めます。

イ 施設の管理運営にあたる人員配置

○ 施設の運営方針を具現化するため、職員数を7名とし、緊急の際も対応できるように夜間の勤務体制においても常時2名とするとともに、非常時の際も参集可能な地域の職員を採用することを基本としています。

○ 職員の配置については、責任者及び常勤職員1名、非常勤職員3名、短時間勤務職員2名の計7名で管理します。

#### ウ 適正な管理運営のための職員研修

事業執行に当たっての職員のスキルアップのために、日常のOJTによるもののほか、事業計画の立案や施設の管理運営等に必要な県や市が行う社会教育職員研修、施設管理研修などに積極的に参加し、指定管理者として身に付けなければならない関係法令を遵守し、全ての職員が同じ認識を持ち質の高いサービスが提供できるよう人材育成に努めます。

#### エ 施設設備の維持管理

公民館は、高齢者から子供まで幅広い年代に利用されることから、安心・安全で快適な環境を確保しなければなりません。当公民館も昭和55年開館で建築後38年を経過し建物本体、設備面においても老朽化が進んでおります。そのため、事故を未然に防止するための日常点検、法定の保守点検に万全を期すとともに、利用者からの改善提案や要望などに速やかに対応できるように努めます。

#### オ 地域との連携

大代地区公民館の管理運営方針に基づく公民館機能を有効に活用して、コミュニティの醸成を図ることにより地域防災力の向上等に努めてまいります。

また、公民館は、住民によるまちづくりの拠点であることを念頭に、大代地区コミュニティ推進協議会が目指す、「明るく住みよいふるさとを築く」ための様々な事業を展開して、自分たちでまちを運営する地域運営組織の拠点となるよう取り組んでまいります。

### (2) 社会教育事業

平成25年度まで、市が企画し、実施していた社会教育事業を、これまで以上に地域の方たちの視点に立ったものとするために、大代地区コミュニティ推進協議会では、独自に行う社会教育事業のほか、中央公民館が中心となり企画する三公民館（中央、山王、大代）どこでも受講できる共通の事業も実施してまいります。

また、社会教育事業の実施にあたっては、市民の要望や地域課題に応じた事業を住民自身で企画・運営する体制を構築し、目的を明確にした事業展開を行うことで、積極的な住民の参画を促し、地域づくりの一助となる効率的な運営に努めます。

講座・教室の終了後には、自主サークルの結成を促し、自主的な社会教育活動を行うよう支援し、住民自身が地域のための活動を支える環境を整えます。

また、地域住民の課題解決や要望を反映する方法として講座終了後にアンケートを実施して意見・要望の取り込みを行い次年度以降の企画に反映します。これらの取組として、大代地区コミュニティ推進協議会は次の社会教育事業を実施します。

- ・集いの広場
- ・子ども広場
- ・体育室の空き時間を利用した児童生徒の遊び場の提供

・コミュニティルームを設置し、勉強や打ち合わせの場の提供

### (3) 利用促進に関する取組

#### ア 施設利用の促進

- 毎年実施している利用者アンケートによる改善要望等に対しては、すぐに対応できるものはすぐに、予算措置が必要なものは次年度で改善してきました。
- 現在の予約システムでは対応できない、時間貸しが出来るよう独自のシステムを構築し、利用者間で日程の調整や効率的な貸し出しができるよう、互いに利用しやすい環境を整えます。
- 地域の方はもとより貸館による利用者についても、コミュニケーションを図るため、職員全員が「あいさつ」に心がけ、利用者からの改善提案や要望などを気軽に話していただけるように努めます。

#### イ 広報活動

当協議会では、広報部が毎月大代地区の広報誌「ふれあい」を32年以上にわたり発行してきました。地域の小学校・中学校や一部企業にも届けており、多くの方に各種事業の情報や活動を掲載してきました。

また、平成27年度からスタートした当協議会のホームページも引続き運営し、各種事業の開催予定や結果などタイムリーな情報を発信してまいります。

#### ウ 利用者への支援

講座・教室の終了後には、自主サークルの結成を促し、自主的な社会教育活動を行うようにサークルの立ち上げから安定した運営が出来るまで2年間を限度に支援し、住民自身が地域のための活動を行える環境を整えます。

### (4) 個人情報の取扱い

当協議会では、市の個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な管理に努めます。

具体的な取組として、小型の記憶媒体等の館外への持ち出しを制限するほか、インターネットに接続するパソコンを1台に限定し、そのパソコン内では個人情報等の作成・保存等、機密情報は取扱わないこととし、セキュリティの徹底に努めております。

### (5) 安全対策・危機管理体制

施設利用者の安全・安心の確保を対策の柱とし、日常的な危機予防措置や自然災害に関する情報収集など、消防団とも連携を密にし、予測される危機に対する予防的対応及び突発的な事故、地震、火災など発生した危機に対応する双方の観点から大代地区公民館緊急連絡網を整備し、適切な情報伝達及び緊急事態に備えます。

### (6) サービス・満足度向上の取組

#### ア 平等利用

中央公民館、山王地区公民館との連絡を密にし、施設の運営については平等な利用に努めます。

#### イ ニーズの把握

各種講座等の事業毎にアンケートを取り、受講者満足度を調査するとともに意見・要望等については、職員全体で良い点、悪い点を評価しPDCAサイクルに



よる継続的な改善の仕組みを実行しながら次回の講座に活かし、参加者の満足度が向上するよう努めます。

#### ウ サービスの向上

利用申請手続きの時間短縮を図るため、独自に構築したシステムを活用し、利用者からも好評をいただいております。今後もこれに改良を加え利用者のサービス向上に努めます。

#### (7) 大代地区公民館としての今後の展望

当協議会は、地域の課題解決に取り組む組織ですので、多賀城市及び多賀城市教育委員会とより一層綿密に連絡調整を行い、これまで培ってきた大代地区コミュニティ推進協議会の機能を有機的に融合した大代地区公民館の管理運営を行い、住民の視点に立った社会教育の推進と大代地区のみならず、笠神地区の住民にとっても参加しやすい環境を整えるため、公民館まで交通手段のない方にも参加してもらえよう方策を検討してまいります。

#### (8) 職員体制

職種	雇用形態	職員数
事務局長	常勤職員	1人
経理担当	常勤職員	1人
事業担当	非常勤職員	3人
夜間担当	アルバイト	2人
計		7人

#### (9) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区分	指定管理料提示額(円)
平成31年度	23,906,000
平成32年度	23,326,000
平成33年度	23,590,000
平成34年度	23,852,000
平成35年度	24,107,000
計	118,781,000

### 6 多賀城市大代地区公民館指定管理者指定に向けてのスケジュール(予定)

時期	内容
平成30年11月5日	行政経営会議 「多賀城市大代地区公民館指定管理者候補者の決定」
平成30年11月下旬	議員説明会 「多賀城市大代地区公民館指定管理者の指定」を説明
平成30年12月中旬	平成30年第4回市議会定例会 「多賀城市大代地区公民館指定管理者の指定」を提案